

# 新しいふれあい社会

認定NPO法人東葛市民後見人の会

情報誌（毎月 2500 部発行）

事務局 我孫子市湖北台 6-5-20

平成 29 年 9 月発行（第 42 号）

Tel/Fax 04-7187-5657

## いじめ問題再考

樋場 雅子

（臨床心理士・精神保健福祉士）

先月は、青年期の諸々の問題について年代別に考えてきました。それは、元中学校の教師であり、自らも高校生と中学生の母親である S 氏の実体験に基づく、真摯で熱い要請にこたえるものでした。壁に向かってボールを投げると、ボールは投げたエネルギーと同じエネルギーで跳ね返ってきます。これに例えられる S 氏からの熱いメッセージにエネルギーを貰い、思わずも通常の 4 カ月分のページを費やして記した一連は、更なる「新しいふれあい社会」をもたらしてくれました。

高 2 の K さん（匿名希望）は、志望大学の入試合格に黄色信号がでました。両親は在学している名門校へ合格した実績にふれて、「あと一歩」と励ましたのですが、本人はすっかり落ち込んで、苛立ち、遂には家庭内暴力に至り、警察官を呼ぶまでになりました。駆けつけてくれた警察官は、「新しいふれあい社会」を持ってきて、「僕は高校卒で公募により警察官になった。大学への進学は家庭の都合で出来なかった。同じ年の大学出とは上司と部下の関係になっている。しかし、一巡査として、街で働いていると、大学での出世者には味わえない、“市民の中の警察官”として、働き甲斐を覚えている。現にこうして君のところへ駆けつけて、話をすることができるのだよ」と言って、「新しいふれあい社会」（8 月号）の 4 ページ目を示されました。その言葉は感動的でした。「新しいふれあい社会」はお守りにコピーさせてもらいました、と母親から電話を頂きました。相談員にとっても、「ありがとうございます」と言う他に言葉を知らない感動でした。

更には、自らを第二次マージナルマンと位置づけた上の真剣な意見に心打たれました。

「私は 60 歳の T と申します。子どもから大人への境界期の青年をマージナルマンと言うなら、私は中年でも老年でもない、いわば初老期の第二次マージナルマンとして、若きマージナルマンのあり方を心配しています。それ故に今回、「新しいふれあい社会」で「青年期」の問題について、特集を組まれたことに感嘆し、感謝しています。その上で、お願ひがあります。それというのも、「青年期」には必ず述べられると思う、「いじめ」について、色々ふれながら深入りしていません。特に青年期前期の中学生による「いじめ」で自殺者まで出していることが、珍しくない昨今です。私の思いを正直に言うと、この期のいじめは、大人社会における弱い者いじめともいべき、管理体制への不満、犠牲者を出すことで不満を発散させている大人社会の模倣ではないかと思います。

私は教育者でも政治家でもありません。もう 15 年も前のこと、一人息子に自殺された父親です。管理主義の徹底した学校では、自殺者の親一もはや、学校には不要な人一として露骨に無礼な扱いを受けて帰宅することを忘れることができません。むしろ日が経つにつれて、かえって真実が見えてくるようです。同時に一父親としてだけでなく、成熟した大人として、社会人として、考えなければならないと思うようになりました。その意味において、広くいじめの問題について、「新しいふれあい社会」において取り上げてほしいと思います、と重いテーマを頂きました。

（独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業）

近年、中高生によるいじめは、頻に増加して、深刻な社会問題の一つになっています。改めて、現代のいじめの特徴、その原因と背景、対応や指導の方法について考えたいと思います。

いじめは、文科省によって「自分よりも弱いものに対し、一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加えるため、相手が深刻な苦痛を感じている状態」と定義されています。発生件数は、小学校の低学年に始まり、学年が進むにつれて次第に増え、中学1年でピークに達し、その後は減少しますが、実質的には陰湿で深刻化して、犯罪にまで及ぶものがあります。

いじめ問題は最近になって登場したわけではなく、日本ではかなり以前から見られた現象です。現代のいじめは昔のいじめとは様子が違っています。どのような点が違うのか記してみました。

- ① いじめの側に立つ子が多数であるのに対して、いじめられる側は、特定の少数、或は一人であることが多い。
- ② いじめられている子は、いじめられている事実を親にも教師にも打ち明けようともしないし、逃げたり、抵抗したりしない。
- ③ いじめ側に立っている子どもたちは、いま自分たちが、「弱いものいじめ」をしている自覚がほとんどない。
- ④ いじめることが、いじめっ子の気晴らし、うつぶん晴らしになっている。
- ⑤ いじめの歯止めがなく、適当なところで止めずに、長期間つづく。
- ⑥ いじめが短絡的な行動として行なわれやすく、いじめのための特定の根拠がないことが多い。
- ⑦ 常識では考えられないような冷酷で陰湿な方法で、いじめを行なう。
- ⑧ 誰もがよくないと思いながら、自分が被害者にならないために、加害者の仲間に加わるか、傍観する。
- ⑨ 不登校や家出、自殺の動機になることが少なくない。
- ⑩ いじめられっ子の行動による訴えがあつて始めて、いじめの事実が表出することが多い。

このように書き連ねてみると、改めて胸痛く思い出されるのは、川崎市で起きた18歳の青年を正犯とし、17歳の青年を従犯として、数人の若年者を従え、中学1年の少年を執拗で陰湿冷酷な方法でいじめた末、死に至らしめた事件です。この事件の背景にある特質、問題を探ってみると、上記の具体的箇条書きの①から⑩までのすべてを含んでいます。事件後、多くの識者たちは等しく、いじめが起きた要因として、いじめ側の者に、押し並べて、思いやりや他人の痛みを理解する心、善悪の判断、道理に従う精神が欠落しているからだと説いています。

一方、いじめられた少年は誰にも打ち明けられず、ひとり悩み、親や担任教師にも打ち明けられないまま、旅立ってしまったことを悼み、その心のうちには、「訴えることで、余計いじめられる」「自分の弱さや孤立を認めることになる」と思っていたのではないか、と考えられています。この件に限らず、昨今の中高生のいじめは、放課後に校外で第三者には気付かれないように行われ、たとえ兆候があっても、交友行為だと見過ごすことが多い。こうしたいじめは、巧妙かつ陰湿で、首謀者は表に出ない。遊びと言い逃れできる程度からはじめ、反応が予想以上だったり無抵抗だと、手加減がなくなる、これは大人社会のいじめと同様である、とも言われています。

いじめ問題への基本的対策として、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」という認識を持たせることです。「社会で許されない行為は、子どもでも絶対に許されない」という認識を、子どもに持たせることです、力説されています。

川崎での事件の18歳の正犯には、少年法による非行域を超えるものとして、裁判員裁判で懲役9年以上13年以下の不定期刑が科せられています。17歳の従犯も、直接は手をかけていないと認めながらも、懲役4年以上6年6か月以下の不定期刑が科せられています。

この事件をこれで幕引きしてしまうことはできません。いじめの加害者、敢えていじめっ子と、平たく言わせて頂くと、いじめっ子は何故このように残酷にいじめるのでしょうか。いじめっ子にその理由を尋ねると、「むかつくから」「何となく腹が立つから」「面白いことがないから」などと答えています。私たち大人の立場から見ると、全く理由にならない理由のように見えますが、その心理的背景を探ると、心の中に強い攻撃的・衝動的な感情が潜んでいることがわかります。彼らは自分の心のなかの激しい攻撃的・衝動的な感情を、一時的にでも発散する、カタルシスのために、いじめていると考えられます。

この攻撃性は、広い意味での心の病の状態にあるといえます。いじめっ子は、いじめられっ子と違い、同情されたり共感されたりすることなく、むしろ厳しく指導されたり、時には叱責の対象となる存在のようです。しかし彼らの心のうちを探ると、彼らもまたカウンセリングや専門的治療を求められていることがわかります。

それでは何故いじめっ子の心のなかには、攻撃的感情が蓄積しているのでしょうか。その大きな理由としては、家庭や学校の環境が挙げられます。いじめっ子の家庭環境を見ると、家庭内の不和、親が拒否的・放任的な養育態度をとり、子どもは愛情飢餓状態にある場合が少なくないようです。家庭内で幼児期から虐待を受けてきた子どもは、いじめっ子になりやすいとの調査報告もあります。一般に幼児期から何らかの機能不全家族に育った子ども、「アダルト・チルドレン」は、攻撃性や衝動性が現れやすいとも考えられています。

教育環境の影響も大きいと思われます。現代の過度に管理化、画一化された教育体制のなかで、没個性的になって受験競争に邁進しなければならない子どもは、心のなかのストレスを、弱い者をいじめるということで発散しているケースが少なくありません。

教育心理学者の村松勉氏（元東京家庭裁判所主任調査官）は、その著書『親と教師に語る』で「いじめ問題に対応するキーパーソンは、何といっても、その子に関わる親と教師です」と胸熱く言い、次のように8つのポイントを挙げています。

- ① 子供に対して、理解と愛情と信頼感をもって接する。
- ② その子の持っている長所を見つけて褒め、伸ばしていく。
- ③ できないことを責めたり、差別したり軽蔑したりしない。
- ④ しかり方、褒め方を、個々に合ったものになるように工夫する。
- ⑤ いじめられっ子に対して、「最後まで自分を守ってくれる」と言う実感を持たせる。
- ⑥ 観衆、傍観者になっている子どもたちに、「自分もいじめ側に立っているのだ」と言うことを自覚させる。
- ⑦ 校則違反や社会的ルールに対する違反に対しては、一貫した態度をとる。
- ⑧ 学校と家庭の連携を密にし、子どもたちの学校での生活、家庭での生活についての羈や悩みを聞き、互いに適切な援助ができるよう心がける。

これらはすべて、親と教師だけのものでしょうか。「子どもは社会の宝と言い、社会が育てる」と言います。それならば、私たちは成熟した大人として、社会人として、地域の子どもたちの言動を見守ることが求められているのではないでしょうか。

いじめ問題については、事あるごとに多くの識者からの意見が色々に寄せられます。そのひとつ、日本大学医学部講師・渡辺登氏の意見の一部を紹介します。

「子どもは大人社会をまねる。本音と建て前を使い分ける大人の欺瞞を、しっかり見抜いている。親は子どものためと言いながら、要求や期待、願望を押しつける。人の話を聞け、と言いながら、子どもの素直な意見や感情を受け止めない。子どもは、これをまねて自分たちの世界へ弱肉強食の原理を持ってくる。対抗者には見せしめのために、弱い者には力を誇示するために、いじめを行う。大人社会や親子間のコミュニケーションを見直すことが、いじめ対策になる」と説いています。

更にそのパーソナリティを、「非行や反社会行動を示す子供全般に共通するもの」と断りつつ、

- ① 攻撃的・衝動的であり、自己の欲望に対する自己統制を欠く。欲求不満状況で我慢すること、忍耐することができない。
- ② 自己中心的で、直感的な考え方をするので、いじめられた者の気持がわからない。
- ③ 共感性、想像力に乏しく、意見や感情を、言葉より行動で表現してしまう。
- ④ 対人関係で孤独感と劣等感が強く、同時に多人数との交流ができない。

と、細かく具体的に分析、最後に自我の同一性が拡散しており、否定的アイデンティティを示す、と結んでいます。つまり、将来の人生目標や職業選択が定まらず、自暴自棄になるということです。

ここで再び川崎での事件を思い起こしました。加害者である正犯Aにしても、従犯Bにしても、基本的には、かなりの高い数値をもって、このパーソナリティに該当するように思いました。それは犯した罪を償う能力がないということではありません。罪を償うなかで、矯正という部分がどのように織り込めるか、考えさせられました。

「いじめ」を含め、非行や反社会行動を示す子どもには、もう一つのパーソナリティの側面があることを忘れてはなりません。それは親や教師、大人の態度や行動に敏感で、アンビバレンス※な内面感情を持っているということです。自分にとって権威のある、親や教師、大人たちに対して、反抗的、否定的な感情を抱いている反面、心の底では「認められたい、受け入れてもらいたい」という、感情を抱いているということです。

※アンビバレンスは、「両価性」「両価力動」「両価感情」と訳され、感情、情緒、行動などに相反し相矛盾し合うものが、同時に共存することを指します。同一人物に対して、愛情と同時に、憎悪を感じたり、同一のことがらに歡喜と憤怒を同時に感じたりします。精神分析学派の考えでは、情緒の未分化性がその要因になると考えられています。精神医学では情緒障害と言われています。

川崎での事件当時、マスコミはまだ大変だ、ひどいことだと騒ぎ立てるばかりで、対処のすべなしという状態でした。いじめる方も、いじめられる方も、家族を含めつらい者同士です。子どもに、頭で事の理非を考えさせようと躍起になつても、解決に至らないようです。子どものいじめ問題は、大人社会での「自分たちのこととして」考えなければならぬのではないでしょうか。

〈こころの電話相談室〉 心の悩み、心のケア、心の健康に関する電話相談室をご利用下さい。

相談日 毎週木曜日 午前9時～午後9時

相談担当 横場主任相談員 電話番号 04-7100-8369 個人情報は厳正に取り扱います。

〈その後も悲劇が…〉 ◆不登校、引きこもり、精神疾患などの病理現象がいじめに起因することが少なくありません。自殺や殺人事件に至らなくても、長期引きこもり、統合失調症、医療保護・長期入院、家庭崩壊に発展し、人生を失い、時には殺傷事件の加害者にも。◆後見人が支える精神障害者の多くがいじめの被害者。学校や保護者はこの現実をどこまで知っているでしょうか。卒業してしまえば、学校も保護者も「もう関係ない」とばかりに他人事。いじめ問題の根深い本質がそこにあります。◆我孫子市は「いじめ撲滅都市」を宣言すべきです (h)。